

# 宮城県公報

令和8年6月16日（火）  
定期第706号

## 目次

### 規則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（食と暮らしの安全推進課）

### 告示

- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（同）
- 指定納付受託者の指定（教育庁生涯学習課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（北部地方振興事務所）

### 公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

### 正誤

- 宮城県公報第4663号（昭和34年9月15日付け）中（教育庁文化財課）

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 56 号

### クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和31年宮城県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 法、政令及び省令の定めるところにより知事に提出する書類は、提出者の営業所の所在地（営業所のないときは、住所地）を所管する保健所長を経由しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、直接知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 省令第3条の規定によるクリーニング師受験願書</u></p> <p><u>(2) 省令第4条の規定による免許申請書</u></p> <p><u>(3) 省令第6条第1項の規定による再交付申請書</u></p> <p><u>(4) 省令第8条第1項の規定による訂正申請書</u></p> <p><u>(5) 省令第9条又は第10条第1項若しくは第2項の規定により返納する免許証</u></p> <p>第3条 削除</p>	<p>第2条 法、政令及び省令の定めるところにより知事に提出する書類は、提出者の営業所の所在地（営業所のないときは、<u>住所地。以下同じ。</u>）を所管する保健所長を経由しなければならない。<u>ただし、仙台市又は県外の区域に営業所の所在地を有する者が提出する書類については、この限りでない。</u></p> <p><u>（書類の確認）</u></p> <p>第3条 <u>前条の経由保健所長は、同条の書類に免許証、卒業証書及び合格証書の写しを添えて提出があったときは、その写しの記載事項が本証書と相違ない旨を確認のうえ、進達しなければならない。</u></p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 宮城県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1(1) 解除予定保安林の所在場所  
刈田郡蔵王町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 解除の理由  
国定公園事業用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所  
刈田郡蔵王町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(3) 解除の理由  
国定公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年6月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第491号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社寺岡精工 東京都大田区久が原5丁目13番12号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
宮城県美術館観覧料
- 3 指定年月日  
令和8年4月10日
- 4 指定期間  
令和8年6月20日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、涌谷町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和8年6月16日

宮城県北部地方振興事務所  
 所長 大町久志

1 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年6月7日	小野寺 衛	遠田郡涌谷町字三十軒屋敷3番地	理 事
令和8年6月7日	菊 谷 善 一	遠田郡涌谷町下郡字台19番地	理 事
令和8年6月7日	安 住 伸	遠田郡美里町練牛字十五号14番地	理 事
令和8年6月7日	手 嶋 一 郎	遠田郡涌谷町字花勝山二号70番地2	理 事
令和8年6月7日	及 川 恭 一	遠田郡涌谷町字中島甲48番地	理 事
令和8年6月7日	佐 藤 幸 治	遠田郡涌谷町猪岡短台字元桑畑286番地	理 事
令和8年6月7日	笹 木 進	遠田郡涌谷町小塚字追戸沢一34番地	理 事
令和8年6月7日	草 岡 拓 弘	遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地16番地2	理 事
令和8年6月7日	野 田 和 弘	遠田郡涌谷町猪岡短台字丸山二1番地	理 事
令和8年6月7日	渋 谷 ミ ホ	遠田郡涌谷町字桑木荒80番地2	理 事
令和8年6月7日	佐 藤 秀 一	遠田郡涌谷町上郡字八郎崎49番地	監 事
令和8年6月7日	高 橋 光 良	遠田郡涌谷町字中島乙108番地1	監 事
令和8年6月7日	瀬ヶ沼 徳 男	大崎市田尻蕪栗字上沢田54番地16	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年6月6日	小野寺 衛	遠田郡涌谷町字三十軒屋敷3番地	理 事
令和8年6月6日	菊 谷 善 一	遠田郡涌谷町下郡字台19番地	理 事
令和8年6月6日	菊 池 久	遠田郡涌谷町小塚字清水山25番地	理 事
令和8年6月6日	安 住 伸	遠田郡美里町練牛字十五号14番地	理 事
令和8年6月6日	手 嶋 一 郎	遠田郡涌谷町字花勝山二号70番地2	理 事
令和8年6月6日	及 川 恭 一	遠田郡涌谷町字中島甲48番地	理 事
令和8年6月6日	佐 藤 幸 治	遠田郡涌谷町猪岡短台字元桑畑286番地	理 事
令和8年6月6日	笹 木 進	遠田郡涌谷町小塚字追戸沢一34番地	理 事
令和8年6月6日	草 岡 拓 弘	遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地16番地2	理 事
令和8年6月6日	野 田 和 弘	遠田郡涌谷町猪岡短台字丸山二1番地	理 事
令和8年6月6日	佐 藤 秀 一	遠田郡涌谷町上郡字八郎崎49番地	監 事
令和8年6月6日	高 橋 光 良	遠田郡涌谷町字中島乙108番地1	監 事
令和8年6月6日	瀬ヶ沼 徳 男	大崎市田尻蕪栗字上沢田54番地16	監 事

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 6 月 16 日

1	工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩 東松島市小松字下砂利田 28 番 1
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	東松島市あおい一丁目 4 番地 2 市営あおい住宅 5 - 2 号室 鈴木 智子

宮城県公報第4663号（昭和34年9月15日付け）中

ページ	段	行	正	誤
6	上	6	裏 奉納亀岡八幡宮	裏 奉納亀岡八幡